

令和8年3月16日

農業者各位

奈井江町産業観光課参事
(産業観光課農政係)

令和8年度スマート農業推進事業のご案内について

日頃より、本町農業の振興にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本町では、農業者の生産コストの低減と省労力化を支援するため、昨年引き続き標記事業を実施いたします。

また、受付期間にて事業要望枠の拡大を行いますので、事業を希望される方は、事前に役場農政係までご相談いただきますようお願いいたします。

記

1. 事業申請先 役場産業観光課農政係
2. 申請期間 第1次受付 令和8年4月1日 ～ 令和8年6月30日
第2次受付 令和8年7月1日 ～ 令和8年12月20日

※第1次受付期間については、過去に補助を受けたことのない事業区分への申請を優先させていただきます。

※第2次受付期間から、過去に補助を受けた事業区分及び、2台目に取り付けを行いたい事業者の受付を開始することとします。

※希望者多数の場合、申請期間内に事業終了することがありますのでご容赦願います。

※農協取りまとめのドローン講習会は、農協にて補助金申請を一括申請します。

〒079-0392
空知郡奈井江町字奈井江 11 番地
奈井江町産業観光課農政係
TEL 0125-65-2118 (直通)
FAX 0125-65-2809
Mail nousei@town.naie.lg.jp

令和8年度 奈井江町スマート農業推進事業

(1) R T K基地局活用促進事業

事業区分	補助対象経費	補助率
ガイダンスのアップグレード	既存のガイダンスからR T Kに対応したガイダンスへのアップグレードにかかる費用	1/3 以内 上限 200,000 円
オート田植え機、オートトラクター等への更新	R T K - G P S 受信機能付きの田植え機及びトラクターを購入する場合に、標準機種との差額にかかる費用	1/3 以内 上限 200,000 円
自動操舵機能の取り付け	既存の田植え機、トラクター等の機械に自動操舵機能を取り付けにかかる費用	1/3 以内 上限 300,000 円

(2) ドローン操作資格取得費助成事業

事業区分	補助対象経費	補助率
ドローン操作資格の取得	初級講習にかかる費用 ・無人ヘリコプター操作資格保持者 ・他社マルチローター操作資格保持者 ・撮影機操縦資格保持者 ・未経験者の場合など	1/3 以内 上限 85,000 円
	初級講習及び、機種拡張にかかる費用	1/3 以内 上限 120,000 円
	初級講習及び、操縦方式（自動操縦）の拡張にかかる費用	1/3 以内 上限 120,000 円
	機種拡張にかかる費用	1/3 以内 上限 35,000 円
	操縦方式の拡張にかかる費用	1/3 以内 上限 35,000 円

【申請に必要なもの】

- (1) 契約書や申込書の写し等、事業に関する内容がわかる書類
- (2) 領収書写しの支払証拠書類
- (3) 認定資格を証する書類の写し（ドローン操作資格取得の場合）
- (4) その他町長が必要と認める書類
- (5) 印鑑